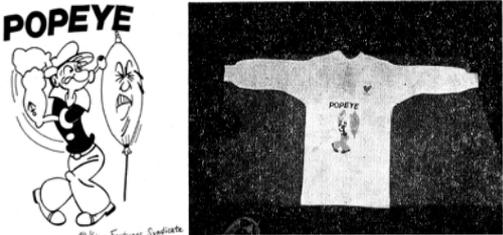


(判例の商標的使用論の例)

○ポパイの図柄文字等をアンダーシャツの胸部などの中央部分に大きく表示するのは商標の機能を発揮するためではないので自他商品識別機能を有せず出所表示の目的で表示されたものではない。(大阪地裁昭和51年2月24日判決昭和49(ワ)第393号)「ポパイ事件」商標権侵害排除請求事件。

登録商標	被告標章
	

○カルタの容器の蓋の表面やカルタの絵札、字札にテレビ漫画映画「一休さん」の絵とともに小さく表されている標章「テレビまんが」は、一休さんがテレビの漫画映画に由来するものであることを表示するにすぎないから、自他商品の識別標識としての機能を果たさない。(東京地裁昭和55年7月11日判決昭和53(ワ)第255号)「テレビまんが事件」商標権侵害差止等請求事件。

登録商標	被告標章
	

○書籍の題号の一部に使用されている「POS」とは、「Problem Oriented System」(問題志向システム)の略語として本件書籍の題号に使用されているのであり、本件書籍が右「POS」について記述されたものである以上、前記のような書籍の題号は、単に書籍の内容を示すものであって、出所表示機能を有しない態様で使用されているものである。(東京地裁昭和63年9月16日判決昭和62(ワ)第9572号)「POS事件」商標使用禁止等請求事件。

登録商標	被告標章
	

- シンガーソングライターの楽曲を収録したCDのアルバムのタイトルとして、CD盤やそのジャケットに、登録商標と同一の文字構成の標章「UNDER THE SUN」を表記する行為は、出所表示機能、自他商品識別機能を有しない態様で使用されているものである。（東京地裁平成7年2月22日判決平成6（ワ）第6280号）「アンダー・ザ・サン事件」損害賠償請求事件。

登録商標	被告標章
<p>UNDER THE SUN</p>	

- 清涼飲料の缶上の標章「オールウェイズ」等の表記は、専ら販売促進のためのキャンペーンの一環であるキャッチフレーズの一部であると認識するものであるから、自他商品識別機能、出所表示機能を果たす態様で用いられているものとはいえない。（東京地裁平成10年7月22日判決平成9（ワ）第10409号）「オールウェイズ事件」商標権侵害差止等請求事件。

登録商標	被告標章
<p>オールウェイ</p>	